

中土佐町物価高騰対策プレミアム付商品券事業要綱

（目的）

第1条 この要綱は、物価高騰の影響を受けている町民の家計負担を軽減すること及び紙クーポンの発行のみでなく電子化した商品券を発行することによって、町民及び町内事業所のデジタル化の推進を図ることを目的として中土佐町プレミアム付商品券（以下「商品券」という。）の発行について、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義はそれぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）電子商品券 町及び受託事業者より届いた二次元コードを受託事業者が管理する専用アプリで読み込み、購入することでシステム上に地域通貨のポイントが登録され、取扱店が掲載する二次元コードを読み取ることで登録されたポイントの利用が可能になる電子的な形態で提供される商品券をいう。
- （2）紙クーポン 中土佐町が発行する紙による商品券。
- （3）特定取引 商品券が対価の弁償手段として使用される物品（有価証券、前払式証票その他これらに類するものを除く。）の購入もしくは借り受け又は役務の提供を言う。
- （4）取扱店 特定取引を行い、受け取った商品券の換金を申し出ることができる事業者として登録された者をいう。
- （5）受託事業者 町から委託を受けて、取扱店の募集や商品券の販売・換金等に係る事務を実施する者をいう。

（購入可能対象者）

第3条 令和6年5月1日時点で中土佐町の住民基本台帳に登録されている者に限る。

（商品券の額面金額）

第4条 電子商品券1セット当たりの額面金額は、10,000円とし、紙クーポン1セット当たりの額面金額は8,000円とする。

（商品券の発行額）

第5条 商品券の発行総額は、6,000万円とし、販売総額は3,000万円とする。ただし、発行総額及び販売総額は購入対象者の購入状況により変動する。

（商品券の使用範囲等）

第6条 商品券は、取扱店と商品券を購入した者（以下「購入者」という。）との間におけ

る特定取引においてのみ使用することができる。

- 2 商品券の使用期限は、令和6年10月31日までとする。
- 3 商品券は、交換、譲渡及び売買を行うことができない。
- 4 商品券は、次の各号に掲げる物品及び役務の提供を受けるために使用することはできない。
 - (1) 他の商品券、ビール券、図書券、切手、印紙及びプリペイドカード等の換金性の高いもの。
 - (2) 不動産及び金融商品。
 - (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項第4号に規定する麻雀、パチンコ等及び同法第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業に係るもの。
 - (4) 国税、地方税、使用料等の公租公課。
 - (5) 事業上取引に係るもの。
 - (6) たばこ等法令の規定により定価以下での販売が認められていないもの。
 - (7) その他町長が不適当と認めるもの。

(商品券の購入)

第7条 購入可能対象者は、町及び受託事業者より届いた二次元コードを用いて専用アプリで購入もしくは販売窓口へ持参して購入することができる。

- 2 購入数は1世帯当たり世帯員数分のみとする。
- 3 紙クーポンでの購入を希望する場合は受託事業者へ本人確認書類を提示すること。なお、世帯員以外が購入する場合は、本人確認書類、代理人の本人確認書類を提示するとともに別記様式第1号を提出すること。

(商品券の販売)

第8条 町は、この要綱に定めるところにより、購入可能対象者に商品券を販売する。

- 2 商品券の販売期間は令和6年6月3日から令和6年8月31日までとする。ただし、令和6年6月3日から令和6年6月17日の期間及び令和6年7月22日から令和6年8月31日の期間は電子商品券のみを購入可能とする。また、令和6年6月27日から令和6年7月19日の期間は紙クーポンのみを購入可能とする。
- 3 電子商品券は、専用アプリにて10,000円分を1単位として販売し、1単位当たりの販売額を5,000円とする。
- 4 紙クーポンは、販売窓口を設置し8,000円分を1単位として販売し、1単位当たりの販売額を5,000円とする。

(取扱店の登録)

第9条 町長は、別に作成する募集要項により取扱店を募集し、応募のあった事業者を登録の上、当該取扱店に取扱店登録証明書を交付するものとする。

(取扱店の責務)

第10条 取扱店は前項の募集要項に定める事項のほかに、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 特定取引において商品券の利用を拒まないこと。
 - (2) 商品券の交換、譲渡及び売買を行わないこと。
 - (3) 町及び受託事業者と適切な連携体制を構築すること。
- 2 町長は、取扱店が前項の募集要項に反する行為を行ったときは、当該取扱店の登録を取り消すことができる。また、必要に応じて当該事業に不適切と認められる金額の全部又は一部を取扱店から返還させることができる。

(商品券の換金手続)

第11条 取扱店と消費者との間における特定取引において、使用期限内に商品券が使用された場合は、当該取扱店に対し、その額面金額に相当する金額を次項及び第3項の規定に従い、受託事業者より支払うものとする。

- 2 電子商品券の換金手続きは、消費者が取扱店で支払をしたデータを自動で収集し、受託事業者は当該支払をした額に相当する金額を取扱店が事前に登録した口座に振り込むものとする。
- 3 紙クーポンの換金手続きは、消費者より受け取った紙クーポン内にある二次元コードを取扱店が専用アプリで読み込むことによって、受け取った紙クーポンの金額分を自動で収集し、受託事業者は当該支払われた額に相当する金額を取扱店が事前に登録した口座に振り込むものとする。
- 4 受託事業者は前2項の規定による振込日を毎月2回設けること。

(商品券に関する周知等)

第12条 町は、本事業の実施に当たり、購入可能対象者の要件、販売方法、販売期間及び事業の概要について、広報その他の方法により住民への周知を行う。

- 2 前項の周知に関して町は、一部又は全部を受託事業者に委託することができるものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、令和6年3月22日から適用する。

別記様式第1号（第7条関係）

年 月 日

委任状

代理人 (受任者)

住所 _____

氏名 _____

交付対象者との関係： ☐ 親族 ☐ その他(詳細：)

本人確認書類： ☐マイナンバー ☐運転免許証 ☐保険証 ☐介護保険証

□その他()

私は、上記のものを代理人と定め、中土佐町物価高騰対策プレミアム付商品券の購入権限等の権限を委任します。

令和 年 月 日

交付対象者（世帯主）

住所 _____

氏名 _____

本人確認書類： ☐マイナンバー ☐運転免許証 ☐保険証 ☐介護保険証

□その他()